

なかお事務所 ダイジェスト!

社会保険労務士事務所 なかお事務所報

2012. 7月号

○今月の特集①

パート・アルバイト労働者の
社会保険適用拡大

○今月の特集②

熱中症にご注意を!

ごあいさつ

なかお事務所の代表をしております、
社会保険労務士の中尾です。



7月は労働保険料の申告と納付。社会保険の算定基礎届と被扶養者調書。
源泉所得税の納付など、会社の手続きがいろいろあります。

みなさんはもうお済でしょうか?

顧問先の会社さまに関しては、納付以外の手続きを
弊所で行いましたのでご安心を。

○今月の数字

< 256,343件

○ちょっと一服

さかなコーナー

鱸

「彼も何気に出世魚」

今の特集①:パート・アルバイト労働者の社会保険の適用拡大

社会保険等の法改正案:パート・アルバイト労働者の社会保険の適用拡大

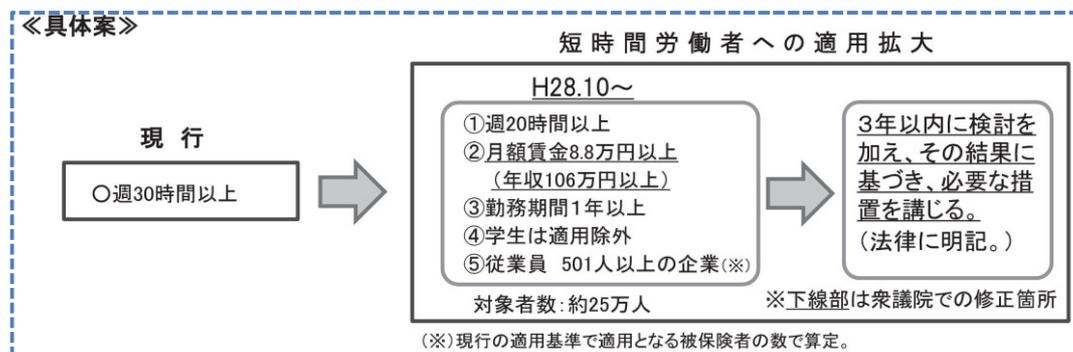
以前から、パート・アルバイト労働者(短時間労働者)の社会保険加入案は、上っては消え上っては消えでしたが、今回はパート・アルバイトの社会保険加入の法律案が通り、関連法規が改正される見込みです。

★パート・アルバイト労働者の社会保険加入条件(案)

- ✓ 週20時間以上
 - ✓ 月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)
 - ✓ 勤務期間1年以上
 - ✓ 従業員 501人以上の企業(社会保険加入者の人数)
- ※ 学生は適用除外

となっています。

この法改正は、**平成28年10月から施行**し、3年後の平成31年9月30日に見直しをすることとされています。



★法改正の経緯

このパート・アルバイト労働者の社会保険の適用拡大ですが、政府が公表しているの理由として、

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正。
- 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。

としていますが、他にも

- ・保険財政が悪化しているので、加入者を増やし保険収入を確保したい。
- ・社会保険に加入することで、無年金者を減らす。

事も理由にしていると思われます。

★今後のどうなるのか?を考えると

この法改正は、一度平成19年に提出されましたが廃案になった経緯があり、今回の改正案も何度か修正が加えられていますので、今後も内容が修正される可能性があります、改正されることは確実視されています。

また、従業員 500人以下の企業は対象外ですが、よくある労働法規の改正の特徴として、まずは大企業から先行して行い、ゆくゆくは全企業を対象とすることが多くあります。

社会保険の環境整備など、早めの対応が必要です。

社会保険加入等に関するご質問やご相談は、当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

今月の特集②：熱中症にご注意を！

★熱中症による事故件数

消防庁によると、2010年7月～9月の期間に、全国で53,843人が熱中症で搬送されています。

また、1995年以降の熱中症による死亡者数は年平均353件となっています。

近年、職場への空調が普及したにも関わらず、業務中の熱中症による死亡災害発生数は、高止まり傾向にあります。

★会社の責務

働きやすい職場環境の整備は会社にその責任があります。

また、安全衛生の面から見ても、従業員の健康に配慮する必要があります。

法律面から見ても、従業員の健康を維持増進する責務がある以上、熱中症などの日常起こる可能性があるリスクへの対応を怠らないことがトラブルへの防止策となります。

★こんな時に注意

では、どのような注意をすればいいのでしょうか？

【気温などの条件】

高温、多湿、風が弱い、強い日差し、輻射源(熱を発生するもの)

などの環境では、体から外気への熱放散が減少し、汗の蒸発も不十分となり、熱中症が発生しやすくなります。

また、熱中症は6月～9月に集中します。

熱中症の発生時刻は、**午後2時から午後4時まで**が全体の2/3を占めています。

お昼休み後の午後の勤務時間中は注意が必要です。

【症状と重症度】

いままでは、建設業や屋内作業従事者が熱中症になる傾向がありました。地球温暖化による年間平均気温の上昇等により外回りの営業職、警備業など、いままであまり例のない職種の方も熱中症に罹る事例も増えています。

もし、熱中症になってしまったら、涼しい場所へ行きましょう。

重症度	症状	対応
重症度Ⅰ	めまい、立ちくらみがある	水分・塩分の補給
	筋肉のこむら返りがある(痛い)	
	汗が拭いても拭いても出てくる	
重症度Ⅱ	頭ががらがらする(頭痛)	・足を高くして休む ・水分・塩分の補給 ※自分で水分補給ができない状態なら病院へ
	吐き気がする・吐く	
	からだがだるい(倦怠感)	
重症度Ⅲ	意識がない	・首、脇、足の付け根などを水や氷で冷やす。 ・すぐに救急隊を要請する
	体がひきつける(痙攣)	
	呼びかけに対し返事がおかしい	
	真直ぐに歩けない・走れない	
	高い体温である	

★対応策

こまめな水分補給と塩分の補給(成人病などをお持ちの方は注意が必要です。)

もしも熱中症になってしまったら、

涼しいところへ避難する(屋外なら日陰に入る)

衣服を緩め、体を冷やす(体に水をかける、濡れタオルをあてて扇ぐなど)

などの対応をしてください。

暑さが厳しくなる時期なので、無理をせず健康管理に注意しましょう。

熱中症に関する労務管理などのご質問やご相談は、当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

今月の数字 <256,343件>

この数字は、各都道府県労働局、各労働基準監督署内などに設置されている「総合労働相談コーナー」に寄せられた民事上の**個別労働紛争相談件数**です。

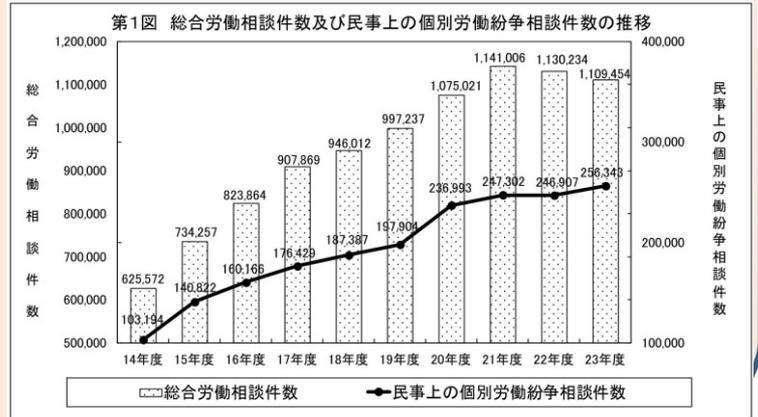
近年、総合労働相談コーナーに寄せられた労働トラブルの推移を見ると、総合労働相談件数は減少傾向にあるのに対し、民事上の**個別労働紛争相談件数は増加傾向**にあります。

考察するに、役所等に相談しても解決できず、あっせんなどの紛争に発展するトラブルが増えていると見えます。また、起きているトラブルの傾向も変化しており、「いじめ・嫌がらせ」などいわゆる**パワハラ**の件数が増加していること。パワハラを受けた側からすると「我慢できない」「何とかしてほしい」「会社に謝ってほしい」など引くことができない思いがあるのでしょう。そして各役所への申告(タレ込み)あっせんに掛けるなどとなります。

パワハラ以外にもトラブルが多様化してきており、**”もの言う労働者”**が急増しています。

労働トラブルは、早めの対処・対応がキモとなります。未然防止が重要です。

それには、「よく聞くこと、よく見ること。」です。トラブルは種や芽のうちに摘んでおくことが最大の対処法です。



ちょっと一息さかなコーナー

編集後記

夏と言えばアユなんです、昔から江戸前では「スズキ」なんです。



スズキは成長とともに呼び方がかわる出世魚でもあります。地方によって呼び名はいろいろですが、代表的な呼び名は「セイゴ⇒フッコ⇒スズキ」となります。

スズキは小魚などを大きな口で丸飲みします。エサとなる小魚を求めて淡水と海水が混じり合う河口付近の汽水域まで生息域に出来ます。

ちなみに東京湾はスズキの生息密度が世界一と言われていますが、これはスズキの棲家と大きな関係があります。スズキの好む棲家は、水深があり、影を作る障害物まわりです。

考えてみると東京湾は工業地帯でもあり、港や棧橋、多くの工場プラントがあります。つまりスズキの好む「水深がある、影を作る障害物が多い」場所がいっぱいあるんです。だから東京湾にはスズキがたくさん生息できるんですね。

自身で淡泊なスズキは、洗いや塩焼が最高です！

7月に入り夏本番ですね。朝暑くて起きてしまう日も増えています。毎朝のよもぎ君の散歩でだと思のですが、地味に日焼けをしています。サンダルの跡がくっきりです。犬は人間よりも暑さに弱いらしいので、そろそろ朝の散歩は気温の上がる前の5時ごろ行かなきゃです。早起きできるかな？

(平成24年7月号)



なかお事務所
特定社会保険労務士・行政書士
代表 中尾 宏昭

埼玉県志木市本町5-13-28
和智ビル603

メール：info@nakao-jimusho.com
H P：<http://nakao-jimusho.com>
T E L：048-476-5753